

鹿児島県警察術科訓練の実施に関する訓令（概要）

（平成10年10月29日 鹿児島県警察本部訓令第38号）

本訓令は、鹿児島県警察に勤務する警察官の術科訓練の実施について、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 術科訓練の義務
- 所属長の責務及び各責任者の任務
- 年間単位履修制
- 安全管理

等である。